

平成29年度行政事業レビュー公開プロセス (ハーグ条約の実施)

外務省ハーグ条約室

1 ハーグ条約の概要

- 名称: 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（1980年子奪取条約）
- 基本的な考え方: 子の利益が最も重要
 - ① 国境を越えて不法に連れ去られ、または留置された子の返還を確保。
（子の監護に関する手続は、子が元々居住していた国で行うことが望ましいため）
⇒不法に連れ去り・留置された子は、原則として元の居住国（常居所地国）へ返還する。
子が心身に害悪を受ける重大な危険がある場合等は例外。
 - ② 国境を越えた親子の面会交流の権利の行使を確保。
- 締約国は上記目的実現のため、全ての適当な措置を取ることを義務付けられている（条約第2条）。
- 締約国数: 97（日本との間で事案がある・あった国数: 34か国・地域）（2017年6月現在）

2 日本のハーグ条約への加入の背景

2014年4月1日、日本においてハーグ条約が発効。

[背景]

- 日本人の国際結婚と国際離婚の増加に伴い、「子の連れ去り」問題が顕在化。
- 日本のハーグ条約未締結を理由に外国で生活している日本人が子とともに一時帰国出来ない事態が発生。
- 子の監護権を巡る国際裁判管轄に係る国際ルールとしてのハーグ条約の普遍性の高まり。

3 我が国の政策目標

1 ハーグ条約に基づく問題解決

- 法の下で定められた手続に則って支援を行うことで、問題の解決を促進する。

2 子の連れ去り等の予防

- ハーグ条約についての広報等を進めることで、安易な子の連れ去り等を予防する。

4 外務省の事業とハーグ条約の関係

- 外務大臣は、条約の実施に中心的な役割を担う「中央当局」として指定されており、ハーグ条約第7条第2項は中央当局が果たすべき役割を義務として列挙。外務省の事業の多くは条約上の義務に基づく措置。

条約上の義務に基づく事業

- 子の所在特定（住基ネット関連経費）
- 話し合いによる解決（裁判外紛争解決手続（ADR）機関による協議あっせん等）
- 接触の権利の確保（面会交流支援機関による支援）
- 手続開始支援（申請書又は裁判資料の翻訳支援）
- 法律に関する援助・助言等（申請書作成支援等）
- 子の安全な返還支援のために必要かつ適当な行政上の措置

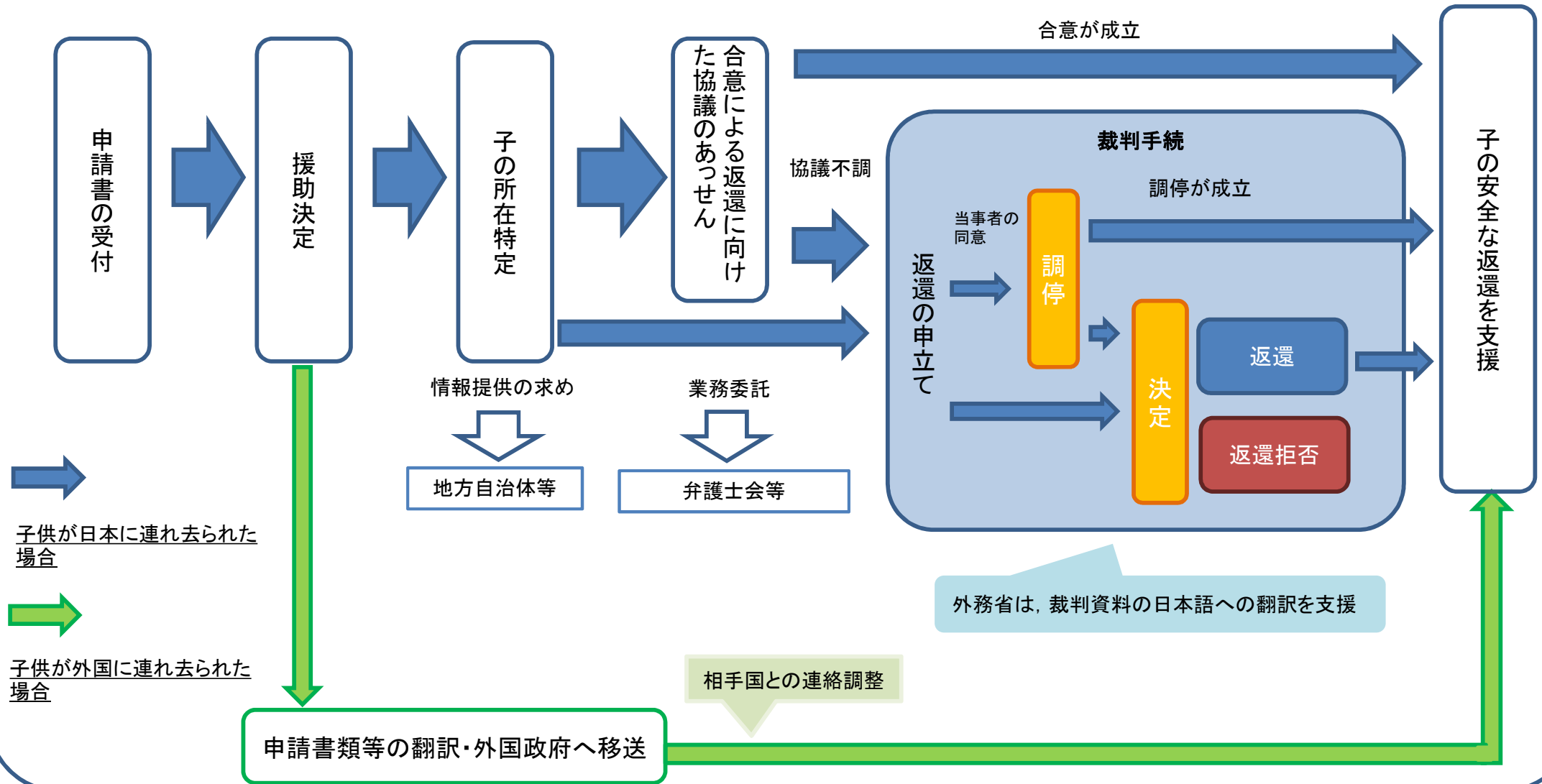
条約の趣旨に基づく事業

- ハーグ条約に関する広報等
（子の連れ去り等の予防）
- 海外におけるDV被害者支援
（※ 邦人保護業務の観点からも重要）

5 外務省の支援の流れ

- 中央当局である外務省は、多様な経験を有する外部人材を受け入れて、子の返還、子との面会交流の実現のための援助を実施。

<例：子の返還援助申請があった場合の手続の流れ（イメージ）>



6 ハーグ条約発効後3年間の実績(申請数)

	返還援助申請	面会交流援助申請
日本に所在する子に関する申請	68 援助決定事案:57件 却下等 :11件	87 援助決定事案:75件 却下等 :12件
外国に所在する子に関する申請	56 援助決定事案:49件 却下等 : 7件	26 援助決定事案:25件 却下等 : 1件
合計	124	113

[参考]

- 初年度は面会交流援助申請の数が多かった(ハーグ条約の発効前に連れ去り等が生じた事案については、面会交流援助のみ申請が可能のため)。他方、2年目以降は、返還援助申請の数が面会交流援助申請の数を上回っている。

	2014年度	2015年度	2016年度
返還援助	44件	40件	40件
面会交流援助	69件	29件	15件

6 ハーグ条約発効後3年間の実績(返還・面会交流・予防)

返還・面会交流

(返還)

2017年4月1日現在, 子の返還が実現又は返還しないとの結論に至っている事案は, 子の外国返還援助決定事案(日本への連れ去り等に係るもの)については57件中37件, 日本国返還援助決定事案(外国への連れ去り等に係るもの)については49件中26件。

- 外国返還援助申請事案について, 外国への返還が18件実現。
- 外国条約締約国への連れ去り等がなされた子の日本への返還が18件実現。
- 一方で, 27件について, 子を返還しないとの結論に至っている。
 - 日本に連れ去り等がなされた子(19件)
 - 外国に連れ去り等がなされた子(8件)

(面会交流)

面会交流援助を行った事案の多くについて, 両当事者による話し合い, 裁判手続が実現。その結果, 子や親が国境を越えての面会(面会交流支援機関が関与したものを含む。), ビデオ通話による面会, ウェブ見まもり面会交流等, 多様な方法により面会交流が実現している。

予防

潜在的当事者・関係者への広報をリーフレット・ウェブサイト等を通じて行っているほか, 以下の業務を実施。

- 潜在的当事者への対応(一般電話受付件数): 平成26年度: 271件, 平成27年度: 234件, 平成28年度: 244件
- 地方自治体等への説明会を通じた中央当局の支援周知: 平成26年度: 39回, 平成27年度: 46回, 平成28年度: 34回

7 ハーグ条約実施におけるPDCAサイクル

[1 ハーグ条約に基づく問題解決]

- 国境を越えて不法に連れ去られ、または留置された子の返還を確保。
- 国境を越えた親子の面会交流の権利の行使を確保。

[2 子の連れ去り等の予防等]

- 潜在的当事者への対応。
- 地方自治体や弁護士会など幅広い関係者への中央当局支援の周知。
- DV被害者の支援

PLAN
[計画]

[1 ハーグ条約に基づく問題解決]

- 委託ADR機関の拡充
⇒初年度は5機関であったが、当事者が全国にいることから、6機関に拡充。
- ウェブ見まもり面会交流の導入
⇒より柔軟な形で面会交流が実現できるよう、モニタリング付のオンライン面会交流システムを新たに導入し、国境を跨いだ親子間の交流を行うための最初の一步を支援。

[2 子の連れ去り等の予防]

- 説明会の対象拡大
(県、弁護士会に加え、警察や入管、在京外交団等にも拡大)
- リーフレットの言語拡大(日英2言語⇒13言語)

ACT
[改善]

[1 ハーグ条約に基づく問題解決]

ハーグ条約の締約国は協力して子の返還、親子間の面会交流を確保するための援助を行う。具体的には、

①日本にいる子の所在特定、②話し合いによる解決を行うためのあっせん機関の紹介、③面会交流支援機関を通じた親子の接触確保のための支援、④申請書や裁判資料の翻訳等の手続開始のための支援、⑤法律に関する援助・助言等、⑥相手国との連絡をはじめ、子の安全な返還支援のために必要な措置の実施等。

[2 子の連れ去り等の予防等]

- 広報事業の実施
 - ① パンフレット類の配布。
 - ② 潜在的当事者への相談対応。
 - ③ 関係者への説明会の実施。
- セミナーの開催(潜在的新規加盟国の参加も斡旋)
- 海外における邦人DV被害者支援事業

DO
[実行]

[1 ハーグ条約に基づく問題解決]

- 当事者等の要望等を踏まえて、随時見直しのニーズを把握。
- 本年4月で条約発効から3年を迎え、外部有識者6名を招き、本年1月以降2回にわたってハーグ条約の実施に関する外務省領事局長主催研究会を開催し、「議論のとりまとめ」を公表。

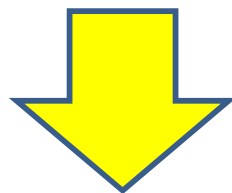
CHECK
[評価]

[2 子の連れ去り等の予防]

- 説明会等の対象から希望を聴取し、説明内容を随時見直し・改善。

今後の課題

- ◆ 条約上の義務に基づく事業については、受け付けた申請に対応するという事業の性質上、受動的な要因（申請受付数、申請者が必要とする支援の不確実性など）により支出額が決まっていく中で、ハーグ条約上の義務を確実に果たしつつ、適正な予算規模をどのように予測していくか。
- ◆ 条約の趣旨である子の最善の利益を確保するためには、子の連れ去り等を未然に防ぐことが重要である中、より効果的な条約の広報等をどのように図るべきか。



<取組の方向性>

- ◆ ハーグ条約の発効後3年が経過し、今後、申請受付数、申請者が必要とする支援の規模等に係る予測精度を高めていき、それを踏まえて適正な予算規模を見直していく。
- ◆ 潜在的当事者を含む国内外のより広い対象に効果的にハーグ条約を広報等するための方法を模索する。

(参考) 締約国(97か国) ※赤字は日本との間で事案がある・あった国・地域(34か国・地域)

<アジア>

シンガポール
スリランカ
タイ
韓国
中国(香港, マカオのみ)
日本
フィリピン
パキスタン
(日本との間では未発効)

<北米>

米国
カナダ

<中南米>

アルゼンチン
ウルグアイ
エクアドル
エルサルバドル
グアテマラ
コスタリカ
コロンビア
ジャマイカ
(日本との間では未発効)
セントクリストファー・ネイビス
チリ

ドミニカ共和国
トリニダード・トバゴ
ニカラグア
パナマ
バハマ
パラグアイ
ブラジル
ベネズエラ
ベリーズ
ペルー
ボリビア
(日本との間では未発効)
ホンジュラス
メキシコ

<欧州>

アイスランド
アイルランド
アルバニア
アルメニア
アンドラ
イタリア
ウクライナ
ウズベキスタン
英国
エストニア
オーストリア
オランダ
カザフスタン

キプロス	トルクメニスタン	マルタ
ギリシャ	ノルウェー	モナコ
クロアチア	ハンガリー	モルドバ
サンマリノ	フィンランド	モンテネグロ
ジョージア	フランス	ラトビア
スイス	ブルガリア	リトアニア
スウェーデン	ベラルーシ	ルーマニア
スペイン	ベルギー	ルクセンブルグ
スロバキア	ポーランド	ロシア
スロベニア	ボスニア・ヘルツェゴビナ	
セルビア	ポルトガル	
チェコ	マケドニア旧ユーゴ	
デンマーク	スラビア共和国	
ドイツ		

<中東>

イスラエル
イラク
トルコ

<アフリカ>

ガボン
ギニア
ザンビア共和国
ジンバブエ
セイシェル
ブルキナファソ
南アフリカ
モーリシャス
モロッコ
レソト

<大洋州>

オーストラリア
ニュージーランド
フィジー